

一般事業主行動計画を策定

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、国民が一体となって対策を進めていかなければなりません。そこで、平成 15 年次世代育成支援対策推進法が制定されました。当法人も次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定いたしました

社会福祉法人友愛会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員がその能力を十分発揮できるよう職場を境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

<目標 1> 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得者を 10%以上とする。

女性職員・・・取得者の 80%以上を維持する。

<対 策> 令和 2 年 6 月～

- ・男性の育児休業取得並びに女性の育児休業取得促進に関し、職員への制度の周知と管理職を対象とした勉強会等の実施

令和 2 年 10 月～

- ・育児休業の取得希望者に対する研修会や制度についての個別説明会の実施

<目標 2> 妊娠中や産休・育休復帰後の職員、また育児休暇取得を希望する職員のための相談窓口を設置する。

<対 策> 令和 2 年 6 月～

- ・相談窓口の設置について検討

令和 2 年 10 月～

- ・相談窓口の設置について職員へ周知

令和 2 年 4 月 1 日